

## ○ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号) (抜粋)

(欠格事由)

**第六条** 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

- 一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
  - イ 公益法人が第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの
  - ロ この法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。)若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。)に違反したことにより、若しくは刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
  - ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- 二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(第六号において「暴力団員等」という。)
- 三 第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの
- 四 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反しているもの
- 五 その事業を行うに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第三号に規定する許認可等をいう。以下同じ。)を受けることができないもの
- 六 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの
- 六 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

(報告及び検査)

**第二十七条** 行政庁は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、内閣府令で定めるところにより、公益法人に対し、その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該公益法人の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 略

(公益認定の取消し)

**第二十九条** 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。

- 一 第六条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 偽りその他不正の手段により公益認定、第十一条第一項の変更の認定又は第二十五条第一項の認可を受けたとき。
- 三 正当な理由がなく、前条第三項の規定による命令に従わないとき。
- 四 公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき。

2 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消すことができる。

- 一 第五条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。
- 二 前節の規定を遵守していないとき。
- 三 前二号のほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき。

3～7 略

○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号) (抜粋)

(議事録)

**第五十七条** 社員総会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 一般社団法人は、社員総会の日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3・4 略

(社員総会の決議の省略)

**第五十八条** 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 一般社団法人は、前項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた日から十年間、同項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3・4 略

(社員総会への報告の省略)

**第五十九条** 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(理事会設置一般社団法人の理事の権限)

**第九十一条** 次に掲げる理事は、理事会設置一般社団法人の業務を執行する。

一 代表理事

二 代表理事以外の理事であつて、理事会の決議によって理事会設置一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの

2 前項各号に掲げる理事は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。ただし、定款で毎事業年度に四箇月を超える間隔で二回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでない。

(理事会の決議)

**第九十五条** 略

2 略

3 理事会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事(定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した代表理事とする旨の定めがある場合にあつては、当該代表理事)及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

4 略

- 5 理事会の決議に参加した理事であって第三項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

(理事会の決議の省略)

**第九十六条** 理事会設置一般社団法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる。

(議事録等)

**第九十七条** 理事会設置一般社団法人は、理事会の日(前条の規定により理事会の決議があったものとみなされた日を含む。)から十年間、第九十五条第三項の議事録又は前条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録(以下この条において「議事録等」という。)をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2~4 略

(理事会への報告の省略)

**第九十八条** 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第九十一条第二項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

**第九十九条** 評議員会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 一般財団法人は、評議員会の日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3・4 略

(評議員会の決議の省略)

**第一百条** 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

- 2 一般財団法人は、前項の規定により評議員会の決議があったものとみなされた日から十年間、同項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3・4 略

(評議員会への報告の省略)

**第一百零一条** 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又

は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

**第百九十七条** 前章第三節第四款(第七十六条、第七十七条第一項から第三項まで、第八十一条及び第八十八条第二項を除く。)、第五款(第九十二条第一項を除く。)、第六款(第一百四十二条第二項を除く。)及び第七款の規定は、一般財団法人の理事、理事会、監事及び会計監査人について準用する。(以下略)

○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則(平成19年法務省令第28号)  
(抜粋)

(社員総会の議事録)

第十一条 略

- 2 社員総会の議事録は、書面又は電磁的記録(法第十条第二項に規定する電磁的記録をいう。第六章第四節第二款を除き、以下同じ。)をもって作成しなければならない。
  - 3 社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
    - 一 社員総会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない理事、監事、会計監査人又は社員が社員総会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)
    - 二 社員総会の議事の経過の要領及びその結果
    - 三 次に掲げる規定により社員総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
      - イ 法第七十四条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)
      - ロ 法第七十四条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)
      - ハ 法第百二条
      - ニ 法第百五条第三項
      - ホ 法第百九条第一項
      - ヘ 法第百九条第二項
    - 四 社員総会に出席した理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称
    - 五 社員総会の議長が存するときは、議長の氏名
    - 六 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
  - 4 次の各号に掲げる場合には、社員総会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。
    - 一 法第五十八条第一項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合 次に掲げる事項
      - イ 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
      - ロ イの事項の提案をした者の氏名又は名称
      - ハ 社員総会の決議があったものとみなされた日
      - ニ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
    - 二 法第五十九条の規定により社員総会への報告があったものとみなされた場合 次に掲げる事項
      - イ 社員総会への報告があったものとみなされた事項の内容
      - ロ 社員総会への報告があったものとみなされた日
      - ハ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- (理事会の議事録)

**第十五条 略**

- 2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。
- 3 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
  - 一 理事会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)
  - 二 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
    - イ 法第九十三条第二項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの
    - ロ 法第九十三条第三項の規定により理事が招集したもの
    - ハ 法第一百一条第二項の規定による監事の請求を受けて招集されたもの
    - ニ 法第一百一条第三項の規定により監事が招集したもの
  - 三 理事会の議事の経過の要領及びその結果
  - 四 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
  - 五 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
    - イ 法第九十二条第二項
    - ロ 法第百条
    - ハ 法第一百一条第一項
  - 六 法第九十五条第三項の定款の定めがあるときは、代表理事(法第二十一条第一項に規定する代表理事をいう。第十九条第二号ロにおいて同じ。)以外の理事であって、理事会に出席したものの氏名
  - 七 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称
  - 八 理事会の議長が存するときは、議長の氏名
- 4 次の各号に掲げる場合には、理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。
  - 一 法第九十六条の規定により理事会の決議があったものとみなされた場合 次に掲げる事項
    - イ 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - ロ イの事項の提案をした理事の氏名
    - ハ 理事会の決議があったものとみなされた日
    - ニ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
  - 二 法第九十八条第一項の規定により理事会への報告を要しないものとされた場合 次に掲げる事項
    - イ 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
    - ロ 理事会への報告を要しないものとされた日
    - ハ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(評議員会の議事録)

#### 第六十条 略

- 2 評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。
- 3 評議員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
  - 一 評議員会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない理事、監事、会計監査人又は評議員が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)
  - 二 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
  - 三 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
  - 四 次に掲げる規定により評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
    - イ 法第七十七条において準用する法第七十四条第一項(法第七十七条において準用する法第七十四条第四項において準用する場合を含む。)
    - ロ 法第七十七条において準用する法第七十四条第二項(法第七十七条において準用する法第七十四条第四項において準用する場合を含む。)
    - ハ 法第九十七条において準用する法第二条
    - ニ 法第九十七条において準用する法第五条第三項
    - ホ 法第九十七条において準用する法第九条第一項
    - ヘ 法第九十七条において準用する法第九条第二項
  - 五 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称
  - 六 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名
  - 七 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 4 次の各号に掲げる場合には、評議員会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。
  - 一 法第九十四条第一項の規定により評議員会の決議があったものとみなされた場合  
次に掲げる事項
    - イ 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - ロ イの事項の提案をした者の氏名
    - ハ 評議員会の決議があったものとみなされた日
    - ニ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
  - 二 法第九十五条の規定により評議員会への報告があったものとみなされた場合  
次に掲げる事項
    - イ 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
    - ロ 評議員会への報告があったものとみなされた日
    - ハ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名



## 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う公益法人等の運営に関するお知らせ

※このお知らせは、移行法人も対象にしています。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、法人運営にご心配が及ばないよう、また、意欲ある法人が各種の支援事業に迅速にお取り組みいただけるよう、主要な点について行政庁としての考え方をお示しします。いつでもお気軽にご相談ください。

### I 社員総会・評議員会・理事会の開催

今般の新型コロナウイルス感染症に伴う影響のように、やむをえない事由により、当初予定していた時期に開催できない場合、その状況が解消された後合理的な期間内に開催していただければ、行政庁としては、その状況を斟酌して対応いたします。なお、これらの会議は以下の方法によっても開催できますので、ご検討ください。

#### 1. 社員総会

- 1) 議決権の代理行使（一般法人法第50条）  
代理人による議決権の行使です。社員又は代理人は、代理権を証明する書面を法人に提出してください。
- 2) 書面・電磁的方法による議決権の行使（同法第38・39・41・42・51・52条）  
議案への賛否を記載した議決権行使書面を郵送や電子メールなどで提出してもらったことによって決議する方法です。社員総会を招集する際、この方法で議決権を行使することができる旨を定めておくことが必要です。
- 3) Web会議、テレビ会議、電話会議など  
出席者が一堂に会するのと同等に、相互に十分議論できる環境を整えてください。
- 4) 決議の省略（同法第58条）  
社員の全員が郵送や電子メールなどにより議案への同意の意思表示をしたときに、その議案について社員総会の決議があったものとみなす方法で、いわゆる「持ち回り決議」です。

#### 2. 評議員会

- 1) Web会議、テレビ会議、電話会議など  
出席者が一堂に会するのと同等に、相互に十分議論できる環境を整えてください。
- 2) 決議の省略（一般法人法第194条）  
上記1. 4) をご参照ください。定款の定めの有無にかかわらず可能です。

#### 3. 理事会

- 1) Web会議、テレビ会議、電話会議など  
出席者が一堂に会するのと同等に、相互に十分議論できる環境を整えてください。
- 2) 決議の省略（一般法人法第96条）  
上記1. 4) をご参照ください。定款の定めが必要です。

## II 行政庁への書類の提出

今般の新型コロナウイルス感染症に伴う影響のように、やむをえない事由により、事業計画書、収支予算書、財産目録、計算書類、事業報告などの書類の行政庁への提出が遅れる場合は、その状況を斟酌して対応いたします。

## III 収支相償

今般の事態のため事業を中止・延期して予定どおり支出できず、単年度で収入が費用を上回っても、行政庁としては、その状況を斟酌して対応いたします。  
もとより「収支相償」とは、単年度の収支が必ず均衡するよう杓子定規に求めるものではなく、翌年度以降の計画的な解消などによって中長期的に収支が均衡すれば、これを満たすものとして運用しています。

## IV 新型コロナウイルス感染症対策に伴う事業を開始する場合

既存の公益目的事業における受益の対象や規模が拡大するに止まるなど、事業の公益性についての判断が明らかにならない場合は、事後の変更届出で済みます。

また、既存の公益目的事業の範囲を超える場合には変更認定申請が必要ですが、事業開始後の合理的な期間内に提出いただければ、行政庁としては、今般の状況を斟酌して対応いたします。